

■1～18 ページ 貸渡約款

■19～26 ページ ご利用のご案内



貸渡約款

第1章／総 則

第2章／予 約

第3章／貸 渡 し

第4章／使 用

第5章／返 還

第6章／故障、事故、盗難時の措置

第7章／賠 償 及 び 補 償

第8章／貸渡契約の解除

第9章／個 人 情 報

第10章／雑 則

附 則

第1章／総則

第1条（約款の適用）

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとし、なお、この約款に定めのない事項については、第38条の細則、法令又は一般の慣習によるものとし、

2. 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとし、

第2章／予約

第2条（予約の申込み）

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。なお、マイクロバスについては、運行区間又は行先、利用者人数及び使用目的も借受条件として明示して予約の申込みを行うものとし、

2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとし、この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとし、

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾

を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消し等）

借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
3. 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
5. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第5条（代替レンタカー）

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。

2. 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
3. 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
4. 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰する事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の

予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

5. 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第6条（免責）

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条（予約業務の代行）

借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。

2. 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章／貸 渡 し

第8条（貸渡契約の締結）

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
3. 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の

運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとしします。

(注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自旅第138号 平成7年6月13日)の2.(10)及び(11)のことをいいます。

(注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに当社が指定する補助書類の提示を求め、及び提示された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。
7. 借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとしします。

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとしします。

- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示をせず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
- (5) 暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とは異なるとき。
 - (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他の当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。
 - (3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
 - (4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があったとき。
 - (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
 - (7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
 - (8) 別に明示する条件を満たしていないとき。
 - (9) その他、当社が適当でないと認めたとき。
3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条（貸渡契約の成立等）

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2. 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

基本料金、乗捨手数料、免責補償制度加入料、オプション料金、燃料代、配車引取料、その他の料金

2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあつては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い貸渡料金によるものとします。
4. 貸渡料金については細則で定めるものとします。

第12条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条（点検整備及び確認）

当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2. 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
3. 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条（貸渡証の交付、携帯等）

当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章／使 用

第15条（管理責任）

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

- 2. 本条、第18条又は第23条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

- 2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとし、また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報（個人番号を除く）を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この

場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとしします。

- (1) 放置違反金相当額
- (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
- (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6. 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとしします。
7. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとしします。
8. 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとしします。
9. 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとしします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様としします。
10. 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとしします。

第5章／返 還

第19条（返還責任）

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条（返還時の確認等）

借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第21条（借受期間変更時の貸渡料金）

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条（返還場所等）

借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2. 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還

場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝ 返還場所の変更によって必要となる回送のための費用
× 300%

第23条（不返還となった場合の措置）

当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。

2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3. 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章／故障、事故、盗難時の措置

第24条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第25条（事故発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- （1）直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
 3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
 4. 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
 5. 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第26条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第27条（使用不能による貸渡契約の終了）

使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができますものとし、なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとし、
4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとし、なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとし、
6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとし、

第7章／賠償及び補償

第28条（賠償及び営業補償）

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとし、

第29条（保険及び補償）

借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人補償 無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）

- (2) 対物補償 1事故限度額 3000万円(免責金額5万円)
 - (3) 車両補償 1事故限度額時価額(免責金額5万円、ただし、T-D・R-Dクラス以上のトラック、O-B・X-C・S-Dクラス以上の乗用車、Y-Cクラス、マイクロバスは10万円)
 - (4) 人身傷害補償 1事故限度額 3000万円×定員、1名限度額 3000万円
2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
 3. 貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
 4. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を補償することを要しないものとします。
 5. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
 6. 第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。

第8章／貸渡契約の解除

第30条(貸渡契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、

当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第31条（中途解約）

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、別途定める規定に該当するときを除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

中途解約手数料＝ { (貸渡契約期間に対応する基本料金)
－ (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

第9章／個人情報

第32条（個人情報の利用目的）

当社が借受人又は運転者の個人情報（個人番号を除く）を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
- (3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
- (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
- (5) 個人情報（個人番号を除く）を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報（個人番号を除く）を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条（個人情報の登録及び利用の同意）

借受人又は運転者は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報（個人番号を除く）が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
- (3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章／雑 則

第34条（相殺）

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第35条（消費税）

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第36条（遅延損害金）

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第37条（邦文約款と英文約款）

邦文約款と英文約款の内容に相違があるときは、邦文約款によるものとします。

第38条（細則）

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表又はホームページ等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第39条（準拠法）

この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第40条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、平成28年4月1日から施行します。

平成28年4月1日改定

ニッポンレンタカーサービス株式会社
〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町三番地

ご利用のご案内

予約から返却までの流れ

1. 予約

(1) ご予約にあたって

- ・ お客さまの安全を確保するために、シートベルト数以上の人数のご乗車はできません。マイクロバス、バンの一部でシートベルトがない座席へのご乗車は控えてください。
- ・ 運転される方の中に免許取得後1年未満の方がいらっしゃる場合、免許取得後3年以上の経験者が同乗されることを条件とさせていただきます場合がございます。
- ・ 営業所により、免許証再発行回数等により貸渡しをお断りすることがございます。具体的内容については、あらかじめご利用営業所にお問い合わせください。
- ・ 法令の定めにより、運転者付きの貸渡し、あるいは運転者の紹介・あっせんなどは行えません。

(2) オプションについて

「スタッドレスタイヤ」「チェーン」「スキーキャリア」「シート」「ロープ」「台車」などのオプションを用意しております。オプション料金等の詳細は、ご予約時にお問い合わせください。

■ 冬季オプション

降雪地域にて運転される場合や、降雪地域へ乗捨利用される場合は、別途、冬装備（スタッドレス/チェーン）のお申し込み（有料 ※一部無料地域あり）をお願いいたします。ただし、対応できる地域や車種はご出発の地域により異なりますので、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

■ カーナビ

乗用車・ワゴン車・一部商業車にはカーナビが標準搭載されています（無料）。商業車には搭載がない車両がございますので、ご予約時にお問い合わせください。

■ チャイルドシート

6歳未満の幼児を同乗される時にチャイルドシートがない場合には、レンタカーの貸渡しはできません。チャイルドシートも必ずご予約（後述）いただくか、ご持参ください。

■ ペットの同乗（補助犬・介護犬を除く）

ペットを同乗させる場合にはご予約が必要です。（ご予約はご利用の営業所にて承ります。1貸渡しにつき税込540円を申し受けます。）

ご予約の際に、ペット同乗の制限、条件およびルールをご案内いたしますので、ご同意

いただける場合にのみペットを同乗いただけます。ご予約のない場合、貸渡しをお断りすることがあります。

■ 予約申込金の收受

ご予約の際に予約申込金を申し受ける場合があります。

(3) 予約取消手数料および違約金

予約を取り消す場合、次の予約取消手数料を申し受けます。予約時間を1時間以上過ぎてもご連絡のない場合には、「予約取消」として処理させていただきます。また、当社の都合で予約が取り消され、かつ貸渡契約が締結されなかった時は、予約取消手数料と同額の違約金をお支払いいたします。なお、ご予約いただいた当日の取消については、予約取消手数料または違約金のいずれも発生しません。

予約取消手数料	出発日の7日前	無料	6,000円を 限度とします。
	出発日の6日前～3日前	基本料金の20%	
	出発日の2日前～前日	基本料金の30%	
	出発日の当日	基本料金の50%	

※マイクロバスは別途規定の予約取消手数料を申し受けます。

※予約取消手数料および違約金には消費税（地方消費税含む）はかかりません。

2.貸渡し

(1) ご用意いただくもの

■ 運転する方全員の免許証

運転される方全員の運転免許証をご提示ください。運転免許証は、ご利用のレンタカーを運転できる、日本国内で有効なものが必要です。

- ・ 免許の種類により、ご利用いただけるクラスは次の表の通りです。

クラス区分		免許種類		
		普通免許	8t限定中型免許	中型免許
普通クラス	乗用車、ワゴン車	ご利用いただけます	ご利用いただけます	ご利用いただけます
	バン			
	T-Cまで、またはR-Dまでのトラック			
中型クラス	T-D以上、またはR-E以上のトラック	ご利用いただけません	ご利用いただけません	ご利用いただけます
	特装車(パワーゲート付、冷凍車等)			
	マイクロバス			

(2) ご確認事項

- ・ お客さまの安全を確保するために、シートベルト数以上の人数のご乗車はできません。マイクロバス、バンの一部でシートベルトがない座席へのご乗車は控えてください。
- ・ 運転される方の中に免許取得後1年未満または21歳未満の方がいらっしゃる場合、または運転に不慣れな方や事故防止のアドバイスが必要と判断される方には、貸渡し時にセーフティ・スタート（ご利用状況の確認と安全運転のアドバイス）をさせていただきます。

- ・ 「初心者マーク」や「高齢運転者マーク」の掲示が必要な方は、対象マークを掲示して運転してください。
- ・ 貸渡期間中は必ずレンタカー契約書（貸渡証）を携帯してください。
- ・ 貸渡期間中の保管場所の確保、日常点検整備などを含む貸渡車両の管理者はお客さまとなります。

■ 違法駐車をしたときの反則金納付義務

レンタカーをご利用中に放置駐車違反があった場合、お客さまの責任において、その地域を管轄する警察署に出頭して所定の手続きを完了し、直ちに反則金の納付を完了してください。

(3) お支払い

■ お支払い方法

原則として当社が提携するクレジットカードでのお支払いをお願いいたします。現金（電子マネー、VISA デビットカード等含む）でのお支払いを希望される場合、S-C・S-D・O-B・O-C・X-C・W-B・W-C・Y-C・T-D・R-E・R-F クラス及び冷凍車やパワーゲート付トラックなどの特装車をご利用の際は、以下の1)を、上記クラス・車種以外をご利用の際は、以下の1)、2)のいずれかを必ず確認させていただきます。

※O-B・O-C・X-C クラスは地域限定クラスになります。

- 1) お持ちのクレジットカードの有効性。
- 2) 現住所もしくは本人確認できる書類のご提示。

【現住所／本人確認書類】以下のいずれか。

NO.1CLUB メンバーカード（「会員名」「会社名」が印字されているカードなど、現住所確認が取れているカードに限ります。） / 公共料金（電気・ガス・水道・固定電話・NHK）領収書※ / 社会保険料領収書※ / 国税・地方税領収書※ / 納税証明書※ / 住民票の写し※ / 印鑑証明※ / 健康保険証 / 年金手帳 / 住民基本台帳カード（氏名・生年月日・住所の記載があるもの） / パスポート / 外国人登録証明書 / 在留カード / 社員証・学生証（顔写真付のもの）

※発行2ヶ月以内のものに限ります。

※個人番号が記載されている書類（「個人番号カード」、「（個人番号の）通知カード」、「住民票の写し」等）は補助書類としてお取扱いいたしません。お客様の個人番号が記載されているこれらの書類を、営業所で提示されないようお願いいたします。

■ ポイント・マイルの付与

ニッポンレンタカーのレンタカーポイントや ANA マイル・T ポイントは、付与対象外です。

■ 出発するとき

基本料金、CDW（後述）加入料、オプション料金、乗捨手数料などをお支払いください。

■ 返却するとき

超過料金、燃料代などをお支払いください。万一、放置駐車違反があった場合は、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書をご提示ください。ご提示いただけない場

合は、「駐車違反金」として、普通クラス 25,000 円、中型クラス 30,000 円をお預かりいたします。この場合、レンタカーの返却後に反則金を納付し、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書をその営業所にご提示いただくことにより、お預かりいたしました全額をご返金いたします。

(4) 深夜手数料

24 時間営業所で、23 : 00～4 : 59 までの時間帯に貸渡し手続きをされる場合、深夜手数料（税込 1,080 円）を別途お支払いいただきます。

3.返却

(1) 超過料金

ご予約を変更される場合や、返却時間に間に合わない場合は、事前にご出発の営業所にご連絡いただき承認を得てください。なおその場合は、料金表に定める超過料金を返却時にお支払いいただきます。

(2) 中途解約手数料

中途解約される場合は、返却前にご出発の営業所にご連絡いただき承認を得てください。その場合、未利用期間の基本料金は返金いたしますが、別途中途解約手数料を申し受けます。なお、当初のご利用期間が 12 時間以内の場合は、差額は返金いたしかねますのであらかじめご了承ください。

中途解約手数料	【貸渡契約期間に対応する基本料金－貸渡しから返却までの期間に対応する基本料金】× 50% [ただし、6,000円を限度とします。]
----------------	---

※マイクロバスの限度額については別途規定によります。

※中途解約手数料には消費税（地方消費税含む）はかかりません。

(3) 燃料

満タンでお貸しいたしますので、自動車メーカーの指定する燃料で満タンにして返却してください。ご都合により満タンで返却できない場合には、別に定める走行キロ換算料金により精算させていただくか、燃料ゲージの残量による精算をさせていただきます。この場合、実際の給油金額より割高となりますので、あらかじめご了承ください。

(4) 深夜手数料

24 時間営業所で、23 : 00～4 : 59 までの時間帯に返却手続きをされる場合、深夜手数料（税込 1,080 円）を別途お支払いいただきます。

※ 貸渡し時に深夜手数料をお支払いいただいた場合を除外します。

料金、サービス内容、保険・補償制度などについて

(1) レンタカー貸渡し時の料金計算方法

次の項目によりレンタカー貸渡し時のご利用料金は決定されます。

(1)基本料金									
「安心コース」 「標準コース」 の選択	ご希望の車種クラスを選択して、ご利用期間による「基本料金」を計算(日数・時間単位)	+	(2) 車両・対物事故免責額補償制度(GDW)の計算(日数単位) ※任意	+	(3) オプション料金の計算(日数単位/貸渡単位)	+	(4) 乗捨手数料 ※ 同一エリア内では無料	+	(5) 深夜手数料 24時間営業所で、23:00~4:59の時間帯に貸渡し手続きを行う場合

(2) 料金コースについて

基本料金に含まれるサービスは、料金コースにより異なります。

「安心コース」「標準コース」をご用意しておりますので、貸渡し時までにご選択してください。

(予約時からの変更は可能ですが、貸渡し手続き後の料金コース変更はできません。)

■ 安心コース

4つの大きな安心サービス	①路上トラブル安心サービス(5つの無料ロードサービス) 1) タイヤ周りのトラブル補償(「パンク時のスペアタイヤ交換」「パンク時のタイヤ修理代またはタイヤ代」「ホイールキャップ紛失時のホイールキャップ代」が無料) *スペアタイヤレス車両の場合は、最寄りの修理工場などへのレッカー搬送となります。 *お客様にタイヤ修理代またはタイヤ購入代を一旦お立て替えていただく場合がございます。その際は返却時に営業所にて領収書と引き換えに精算いたします。なお、立て替えの際は事前に出発営業所へご連絡ください。 *購入タイヤは原則損傷タイヤと同等のものとし、それを超える場合はお客様負担となります。 2) バッテリー上がり時の再始動 *バッテリーの充電費用または交換時の部品代はお客様負担となります。 3) ガス欠時の補給 *ただし、補給は10Lまでとし、無料対応は1貸渡しにつき1回までとなります。 4) キー閉じ込め時の開錠 *車両に鍵がある場合で一般シリンダーキーのみ対応。それ以外はおお客様負担となります。 5) 脱輪時の引き上げ *ただし、無料対応は1貸渡しにつき1回までとなります。 *ウインチやクレーン使用時、2輪目以降の引き上げ、乗り上げの引き下ろし作業が発生した場合はお客様負担となります。 *脱輪時にタイヤ以外についた傷については、通常事故と同等扱いとなります。	②お困りの際の電話案内サービス *代替交通手段のご案内 *宿泊案内 *JAFへの転送 *ガソリンスタンド案内 *レンタカーサポート *道路案内など
	③返車時間超過安心サービス 渋滞などで出発時の返却予定時間に遅れる場合、その返却予定時間の1時間前までに営業所へ事前連絡いただくことにより最大3時間までは超過料金が半額になります。 *3時間を超えるご利用期間の変更がある場合には適用されません。 *一部旅行商品並びにクーポンには適用されません。 *基本料金のみが対象となります。	
	④中途解約安心サービス ご利用期間の途中で返却される場合、中途解約手数料が無料になります。 *中途解約される場合は、返却前にご出発の営業所にご連絡いただき承認を得てください。 *当初のご利用期間が12時間以内の場合は対象外となります。 *一部旅行商品並びにクーポンには適用されません。	
保険・補償	対人補償 1名につき無制限(自賠責3,000万円を含む) 対物補償 1事故につき無制限(免責額:5万円) 車両補償 1事故につき車両時価額まで(免責額:5万円、ただしT-Dクラス・R-Dクラス以上のトラック、O-Bクラス・X-Cクラス・S-Dクラス以上の乗用車、Y-Cクラス、マイクロバスは10万円)	人身傷害補償 1名につき5,000万円まで 搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含む)につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。 (限度額5,000万円:治療費を含む損害額は保険約款に定める基準に従い算出します。)

■ 標準コース

保険・補償	対人補償	1名につき無制限(自賠責 3,000万円を含む)	人身傷害補償	1名につき 3,000万円まで 搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含む)につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。 (限度額 3,000万円:治療費を含む損害額は保険約款に定める基準に従い算出します。)
	対物補償	1事故につき 3,000万円まで(免責額:5万円)		
	車両補償	1事故につき車両時価額まで(免責額:5万円、ただしT-Dクラス・R-Dクラス以上のトラック、O-Bクラス・X-Cクラス・S-Dクラス以上の乗用車、Y-Cクラス、マイクロバスは10万円)		

※ Oクラス・Xクラスは地域限定クラスになります。

(3) 保険・補償制度について

お客さま（借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者）が事故などにより第三者または当社に損害を与えた場合には、お客さまにその損害を賠償する責任が発生します。その損害賠償責任をてん補するために、ニッポンレンタカーの基本料金にはコース別に上記金額を限度額とした保険などによる補償が含まれています。ただし、免責金額はお客さまのご負担となります。

(4) 免責補償制度について

■ 車両・対物事故免責額補償制度(CDW) ※保険ではありません。

万一の事故の際に、お客さまのご負担となる対物免責額と車両免責額を補償する制度です。ただし、同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。貸渡し時にお申し込みください。(貸渡し手続き後の加入、解約はできません。)

※ 運転される方全員を、貸渡し時にお申し出ください。

※ 借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者が次の事項に該当する場合は加入をお断りすることがあります。

◇過去に事故があり当社が不相当と認めた場合

CDW加入料	税込1,080円～2,160円／1日 詳細は料金表をご覧ください。
--------	--------------------------------------

※1ヶ月までの貸渡しについての加入料金は、15日間で打ち切り計算します。

(5) 保険・補償制度や車両・対物事故免責額補償制度(CDW)の適用除外について

お客さまは貸渡約款を遵守して、レンタカーをご利用ください。次のような運転または状態で発生した事故による損害はお客さまのご負担となります。この場合、基本料金に含まれる前述の保険・補償制度、および車両・対物事故免責額補償制度(CDW)の適用をお断りいたします。当社がお客さまの負担すべき損害金を支払ったときは、お客さまは直ちにその金額を当社にお支払いください。

■ 事故現場より警察および当社への連絡など所定の手続きが取られていない場合

損傷の大小、相手の有無、加害・被害にかかわらずその場から警察および当社にご連絡ください。

■ 貸渡約款に違反している場合

道路交通法などの法令違反、飲酒、薬物使用、無断延長、借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者以外の運転、又貸し、無免許運転、無謀運転、公序良俗に違反してレンタカーを使用すること、当社の承諾なく示談すること、など。

■ 保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合、または支払いを除外されている場合など

故意によって生じた損害、飲酒、薬物使用、車両全損時のレッカー代などの付帯費用、パンクやタイヤの損傷、ホイールキャップの紛失など。また、お客さま（借受人または運転者）の所有、使用、管理する財物に与えた損害。

■ 使用・管理上の落ち度があった場合

キーをつけたまま駐車し盗難にあった場合、迷惑駐車などに起因した損害、室内装備の汚損・臭気、装備品の損失、チェーン・キャリアの取扱いおよび装着不備による損害、海岸や河川敷などの道路以外の走行による損害、など。

(6) ノン・オペレーション・チャージ (NOC) について

万一当社の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等が発生し、車両の修理・清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額をその損傷等の程度や修理等の所要時間にかかわらず申し受けます。

※ 車両・対物事故免責額補償制度 (CDW) にご加入の場合でもご負担いただきます。

※ NOC には消費税 (地方消費税含む) はかかりません。

予定の営業所に車両が返却された場合 (自走可能)	20,000円
その他 (上記以外の場合)	50,000円

(7) チャイルドシート

道路交通法により、6歳未満の幼児を乗車させる場合には、幼児用補助装置 (チャイルドシート) の使用が運転者に義務づけられています。(オプション料金: 税込 540円/1日、10日間までは税込 1,080円)

※ チャイルドシートは、お客さまの責任において装着していただくこととしており、係員がお手伝いさせていただいた場合でも、安全のご確認はお客さまにお願いしております。

※ 当社では、チャイルドシートの装着不具合により生じた事故については責任を負いかねます。

※ チャイルドシートが、お客さまの取扱いまたは管理上の不注意により破損・紛失した場合は、その費用のご負担をお願いすることがあります。

(8) ワンウェイ・レンタル

・ 貸渡し時の営業所と異なる営業所に返却することを「ワンウェイ・レンタル (乗捨利

用)」といたします。

- ・ ご利用にあたっては、ご予約が必要です。(貸渡し時にお申し出いただいても、ご利用できない場合があります。)

※ マイクロバス・3t以上のトラック・特装車は、ワンウェイ・レンタルのご利用ができません。

※ 営業所の立地条件・環境により、ワンウェイ・レンタルがご利用できない営業所もあります。

■ 乗捨手数料について

ワンウェイ・レンタルのご利用の際には、レンタカーのご利用料金とは別に乗捨手数料を申し受けます。乗捨手数料は、ご利用の営業所もしくはニッポンレンタカーのホームページにてご確認ください。

■ 乗捨手数料が無料となる場合

ニッポンレンタカーが定める同一エリア内のワンウェイ・レンタルの場合、乗捨手数料は無料でご利用いただけます。ニッポンレンタカーが定めるエリアの詳細については、ホームページまたはご利用の営業所にてご確認ください。

※ 上記乗捨手数料が無料となる同一エリアにおける、お客さまご都合による貸渡し手続き後の返却先営業所の変更は、別途規定の乗捨手数料を申し受けます。詳細はホームページにてご確認ください。

-
- ・ 上記以外の貸渡し等に関する一切については、別途ニッポンレンタカーが定める「貸渡約款」に基づきます。
 - ・ 本案内の記載事項(料金・手数料・補償金額なども含む)は、予告なしに変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

2015年10月改定